

佐世保工業高等専門学校 第2期中期目標・中期計画／平成21年度 年度計画／平成22年度 年度計画

H23.1.18 一部見直し（運営委員会承認済み）

第2期中期目標	第2期中期計画	平成21年度 年度計画	平成22年度 年度計画
<p>[前文]</p> <p>佐世保工業高等専門学校（以下「本校」という。）は、昭和37年4月に九州で唯一の我が国最初の国立高等専門学校（以下「高専」という。）として設立され、長崎県北地域唯一の技術系高等教育機関として教育、研究の両面で重要な役割を果たしてきた。</p> <p>平成16年、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「高専機構」という。）の傘下となり、実践力、創造力、国際性に富む技術者の育成をさらに推進するために、第1期中期計画（平成16年度～20年度）を立て、(1)教育の一層の充実、(2)それを支える研究活動の活性化と高度化、(3)教育・研究における地域社会との連携、(4)情報発信と広報活動の強化を重点項目にあげて教育研究活動を実践してきた。</p> <p>その成果は、例えば、(1)については、JABEEプログラム「複合型もの創り工学」の認証と実施、厦門理工学院との交流による国際性涵養、キャリア教育および特別支援教育の取組、(2)については、学科間の垣根を越えた融合型研究の推進、北京大学、スウェーデン王立工科大学との学術交流協定、(3)については、西九州テクノコンソーシアムの設立による地域ニーズを取り入れた社会貢献、小中学校の理科教育支援活動の充実、長崎県内工業高等学校との連携による推薦編入学試験の実施、(4)については、ホームページの改善、広報イベント参加者4倍増、など様々な形で現れ、計画期間中に実施された大学評価・学位授与機構による高専機関別認証評価（平成18年10月実施）および計画期間後の外部評価委員会（平成20年3月実施）でも高く評価された。</p> <p>一方、社会経済環境の変化により高等教育機関における教育改善の要求が高まり、高専に対しても、中央教育審議会（以下「中教審」という。）の2つの答申「教育振興基本計画について（平成20年4月）」および「高等専門学校教育の充実について（平成20年12月）」において改善すべき方向が示され、これらの動きに並行して策定された高専機構の第2期中期目標・中期計画（平成21年3月）では、高専の今後5年間の方向が示されるとともに、各高専に対し、それぞれの特色や地域性、立地条件等に応じた個性ある発展を目指して自主的・自律的な改革を進めることが要請された。</p> <p>本校は、このような状況のもと高専機構の中期目標と中教審答申を踏まえ、さらに平成16年度～20年度の活動に対する評価事項をも参考にして、平成21年度～25年度における中期目標を以下のとおり定める。</p>			

第2期中期目標	第2期中期計画	平成21年度 年度計画	平成22年度 年度計画	担当部署
<p>1. 教育に関する目標</p> <p>(1) 入学者の確保</p> <p>我が国のもの創りに対する高専の役割の重大さを認識し、優秀な資質を持つ学生の確保に力をいれる。そのためには、中学生や中学教員のみでなく、小学生、保護者に対する広報活動が重要であり、本校の中期目標では、別項に広報活動に関する目標を定める。</p> <p>高専機構の中期計画では、入学確保の数値目標として第1期中期計画で達成されなかった志願者数18,500人がそのまま残された。この数値は、志願者倍率にすると1.91倍、4高専高度化再編後の平成22年度以降には1.96倍となり、大学全入時代に多くの大学が目標とする数値に匹敵する。しかし、ますます少子化が進行する状況で、進学率約55%の高校生を対象としている大学はともかく、進学率97%で低年時浪人を避ける進学指導がなされる中学生を対象とする高専にとっては、この数値目標は極めて達成困難である。とくに本校がある長崎県は過疎化により全国平均より少子化が激しく、平成21年の県立高等学校入学試験では佐世保市内の優良進学校が定員割れを起こしたほどである。この状況で、本校がこの数年間併願を認めずに志願者倍率2倍前後で推移したことは、外部評価機関からも高く評価されている。高専機構の数値目標であり、本校は、今中期計画期間において、志願者倍率2倍を努力目標として活動したい。</p>	<p>1. 教育に関する措置</p> <p>(1) 入学者の確保</p> <p>① 広報委員会メンバーとの連携・協力の下、訪問中学校数の増加を検討するとともに、本校紹介DVD配布等により本校に対する理解を深める。</p> <p>② 学校説明会（本校で2回、地区別に長崎県・佐賀県の7カ所）および入試懇談会（中学校進路指導教諭・塾関係者対象）開催、高校説明会への積極的に参加により、本校への啓蒙活動を推進するとともに受験者の確保に努める。</p> <p>③ 学科体験方式一日体験入学の広報、公開講座・小中学校への出前授業の実施により、本校のPRに努めるとともに、地域理科教育への貢献を図る。</p> <p>④ 女子在校学生および卒業生の経験を反映させた、女子中学生対象のリーフレット等を作成し、各中学校における本校志願増に努める。</p>	<p>1. 教育に関する措置</p> <p>(1) 入学者の確保</p> <p>① 平成21年度の中学校訪問において、本校紹介DVDを配布する。平成21年度から、広報委員会メンバーにも、中学訪問を一部行ってもらおう。</p> <p>② 平成21年度に学校説明会（本校で2回、地区別に長崎県・佐賀県の7カ所）および入試懇談会（中学校進路指導教諭・塾関係者対象）開催及び高校説明会に積極的に参加し、本校への啓蒙活動を推進するとともに受験者の確保に努める。</p> <p>③ 平成21年度に、全学科体験方式の一日体験入学を実施する。また、公開講座及び小中学校への出前授業を実施し、本校のPRに努め、地域理科教育への貢献を図る。</p> <p>④ 平成21年度に女子在校学生および卒業生の経験を反映させた、女子中学生対象のリーフレット等作成を検討する。</p>	<p>1. 教育に関する措置</p> <p>(1) 入学者の確保</p> <p>① 中学校訪問において、前年度より多く広報委員会委員と連携し、5月と11月の2回中学校訪問を実施し前年以上の志願者を確保する。</p> <p>② 学校説明会（本校で2回、地区別に長崎県・佐賀県の7カ所）および入試懇談会（中学校進路指導教諭・塾関係者対象）を開催するとともに高校説明会に積極的に参加し、本校への啓蒙活動を推進し受験者の確保に引き続き努める。</p> <p>③ 全学科体験方式の一日体験入学を実施する。また、公開講座及び小中学校への出前授業を実施し、本校のPRに努め、地域理科教育への貢献を引き続き図る。</p> <p>④ 女子受験生増加のため高専機構が作成した女子中学生対象のリーフレット等の配布を行う。</p>	<p>教務主事室</p>
<p>(2) 教育課程の編成</p> <p>i) コース制の導入</p> <p>社会・経済構造の変化、産業の多様化、技術の高度化、地域社会のニーズを踏まえ、既存の学科再編や新分野への展開が求められている（中教審）。しかしながら、学科定員40名が定められた法規の範疇で、学科の増設や教員の増員なくして、新分野に対応する教員を一度に揃えることは不可能で、新学科の設置は実現困難である。そこで、産業界や地域社会のニーズに即したコース制を導入するとともに、コース制運用の経過と社会のニーズを踏まえて学科再編の是非を検討する。</p>	<p>(2) 教育課程の編成</p> <p>i) コース制の導入</p> <p>① 既存学科の枠を排除した、新分野展開型コース（常設型）、社会ニーズ対応型コース（プロジェクト型）の制度導入を行う。</p> <p>② 新コースにおける必修科目、選択科目、他学科開放科目等の設定を行う。</p> <p>③ コース制導入による教育課程再編に合わせて、教養科目と専門科目の教員間連携を進め、教育研究充実のための教員組織等について検討する。</p>	<p>(2) 教育課程の編成</p> <p>i) コース制の導入</p> <p>① コース制導入の検討については、WGを組織し、具体的論議を開始する。</p> <p>② コース制導入WGの論議の結果を踏まえ、学修単位の運用方法およびカリキュラム編成について検討を行う。</p> <p>③ 一般科目各教科と専門学科との意見交換会を定期的に関く。現在、一般科目教員が専門学科の会議に出席しているが、必要に応じて、専門学科教員も一般科目会議に出席するようにし、双方向的な交流を深める。</p>	<p>(2) 教育課程の編成</p> <p>i) コース制の導入</p> <p>① コース制導入の検討について、WGを組織し、社会ニーズ対応型コース（プロジェクト型）の制度導入を試行する。</p> <p>② コース制導入WGの論議の結果を踏まえ、学修単位の運用方法およびカリキュラム編成について引き続き検討を行う。</p> <p>③ 一般科目各教科と専門学科との意見交換会を定期的に関く。また、必要に応じて、専門学科と一般科目間で互いの会議に出席する等の双方向的な交流を深める。</p> <p>④ コース制導入に対応して、一般科目各教科と専門学科とのさらなる教員間の連携を深め課題等に対応できる体制を構築する。</p>	<p>教務主事室</p> <p>一般科目</p>

<p>ii) 専攻科の充実</p> <p>技術の高度化に伴う技術者の高学歴化に伴い、高専生の進学率が増加するなかで、専攻科が技術者育成の複線化の一つとしてクローズアップされ、 [高専準学士課程] → [大学編入] → [就職または大学院進学] [高専準学士課程] → [専攻科進学] → [就職または大学院進学] の違いを明確にした専攻科の充実策が要請されている。</p> <p>本校は、準学士課程において体験的学習に重点を置いて専門技術者の基礎を養成し、大学編入を専門知識の深化、専攻科進学を複眼的視野の涵養と捉え、専攻科に対する学生のニーズ(進学希望者の増加)および企業のニーズ(求人増加)も踏まえて専攻科の充実を図る。</p>	<p>ii) 専攻科の充実</p> <p>① 技術者教育の高度化・多様化に対応する教育プログラムを編成し、1専攻多コース制へ移行する。さらに、社会ニーズ対応型コース(プロジェクト型)も試行する。</p> <p>② 進学希望者の増加および企業求人数増加に対応するため、学生のための教育研究用設備の充実を図るとともに、コース制導入に合わせて、定員を現状の1.5倍程度へ増員する。</p> <p>③ 複数の専任教員を配置し、多様な学生進路に対応した柔軟な指導体制を構築する。</p> <p>④ 複眼的視野の涵養のため、JABEE対応型カリキュラムに基づく複合・融合型教育(演習、実験、ゼミ)を継続・発展させる。</p> <p>⑤ 特徴ある教育システムとして、地域連携型キャリア教育や、国際的視野の涵養のため、現状の中国短期交換留学、海外インターンシップ等の継続・発展を図る。</p> <p>⑥ 技術士1次試験受験の奨励により教育の質の保証を図るとともに、その成績により総合試験を免除するシステムを継続・発展させる。</p>	<p>ii) 専攻科の充実</p> <p>① 1専攻多コース制への移行を検討するためのWGを設置し、コース編成、カリキュラム策定等について議論する。</p> <p>② 地域連携型キャリア教育の継続・発展のため、県技術士会との連携を図る。</p> <p>③ 中国・廈門理工学院との短期交換留学の継続・発展を図る。</p> <p>④ 技術士1次試験受験を奨励し、合格率60%以上の達成を目指すとともに、その成績により総合試験を免除するシステムを継続・発展させる。</p> <p>⑤ 学士取得合格率95%以上の達成を目指す。</p>	<p>ii) 専攻科の充実</p> <p>① 平成23年度コース制試行のための教育プログラムを編成する。併せて、社会ニーズ対応型コース(プロジェクト型)について検討する。</p> <p>② 平成24年度コース制導入に向けて、教育研究用設備の整備と学生定員の増員を検討する。</p> <p>③ 平成24年度コース制導入に向けて、複数の専任教員の配置と柔軟な指導体制の構築を検討する。</p> <p>④ コース制導入に併せて、複合・融合型教育(演習、実験、ゼミ)の充実を検討する。</p> <p>⑤ 地域連携型キャリア教育の継続・発展のため、県研究機関との連携を図る。</p> <p>⑥ 国際交流教育GPへの積極的な参画を図る。</p> <p>⑦ 技術士1次試験受験を奨励し、合格率60%以上の達成を目指すとともに、その成績により総合試験を免除するシステムを継続・発展させる。</p> <p>⑧ 学士取得合格率95%以上の達成を目指す。</p> <p>⑨ 2年生全員TOEIC400点クリアを目指す。</p>	<p>専攻科</p>
<p>iii) カリキュラムの改善</p> <p>技術の高度化に伴い技術者に必要な知識は増大かつ多様化しており、学校での対応には限界がある。また、情報化社会の到来で多くの情報源から知識が得られるようになり、知識伝達の場としての高等教育機関の役割は小さくなった。情報化社会における技術者教育で求められるのは、多くの大学で行われているような知識伝達型教育ではなく、多岐の情報源から新しい知識を得るために必要な基礎学力の取得、専門知識の基盤となる考え方や体系の教示であり、知識を活用する力を養うことである。</p> <p>このような状況の中で、従来の高専教育についていけない学生が増加し、高等教育機関としての基礎学力の在り方や基礎専門知識の教授法の見直しの必要性も出ている。</p> <p>一方では、国際性涵養やキャリア教育推進のための新しい教育プログラムが追加されたことに加えて、入学生の学力低下に伴う個別指導の必要性も増え、教員の過剰負荷や時間外労働の問題が、本校第1期中期計画期間終了後の外部評価委員会で指摘されている。</p> <p>上記の点に鑑み、各学科において、基礎学力の取得および専門知識の体系化に必要な講義を厳選し、知識活用型教育、教育改善プログラム、学力不足学生対策等を授業時間内で行えるような</p>	<p>iii) カリキュラムの改善</p> <p>① 学修単位の有効運用により学生の教育研究活動時間を確保し、知識活用型教育、基礎学力強化対策、キャリア教育等に活用する。</p> <p>② 科学技術者教育として必須の基礎的専門科目および高度技術者養成を目的とする応用科目を厳選し、単位数見直しを含めたカリキュラムの再編成を実施する。</p> <p>③ 科学技術者としてのいっそうの社会性、人間性向上を図るため、教養科目における教育方法充実策を検討し試行する。</p> <p>なお、上記計画達成のためのロードマップを作成し、各学科で次の取組を行う。</p> <p>【機械工学科】</p> <p>① 3年生における「ものづくり総合実習」を引き続き工夫改善し、基礎となる設計・製図や加工技術に関する知識の確実な修得を図る。</p>	<p>iii) カリキュラムの改善</p> <p>① 学修単位の有効運用による学生の教育研究活動時間の確保に向けて、カリキュラムの改善策を教務主事室において検討する。</p> <p>② 中期計画の①②に関して、一般科目内に各教科主任によるワーキンググループを編成し、学生の教育研究活動時間の確保に向けて、カリキュラムの検討、知識活用型教育、基礎学力強化対策、キャリア教育等の有効なあり方を協議する。</p> <p>③ 「技術者倫理」の授業において、実際に現場の第一線で働いているエンジニアを招き、講話、質疑応答等の交流を通じて、科学技術者に求められる社会性、人間性に対する理解を深めることを試みる。</p> <p>【機械工学科】</p> <p>① 新たに導入された工作機械を有効に使用することにより待機時間を減少させると共に高精度加工を行ない、教育効果を高める。企業製造現場の映像を記録したDVDの視聴により現場の雰囲気を感じさせる。企業技術者による講義を取り入れることによって現場における設計技術や問題点などに</p>	<p>iii) カリキュラムの改善</p> <p>① 学修単位の有効運用による学生の教育研究活動時間の確保に向けて、カリキュラムの改善策として授業時間割で4年生全学科に知識活用の時間を設ける。</p> <p>② 一般科目各教科主任によるWGとコース制WGの連携により、中期計画の①②の実施に伴う学修単位のより具体的な有効運用方法や特に低学年も含めたカリキュラム再編成による基礎学力強化対策等について具体的に検討する。</p> <p>③ 「技術者倫理」の授業において、現場の第一線で働いているエンジニアによる講話、質疑応答等の交流を発展継続する。</p> <p>【機械工学科】</p> <p>① 企業技術者による講義時間を増加し現場における設計の考え方をより深く学ばせる。また、新たに3次元CADによる設計結果の確認を実施するとともに、新規に導入したNC旋盤の活用を図り実習の質と効率をさらに高め、教育効果を向上させる。</p>	<p>教務主事室</p> <p>各学科及び一般科目</p> <p>機械工学科</p>

<p>カリキュラムの再編および教育手法の改善を行う。また、知識活用型教育のためのプログラム開発を行う。</p>	<p>② メカトロニクス分野の理解度向上のため、教材や実験装置の開発を行う。</p> <p>【電気電子工学科】 ① 低学年学生のリメディアル教育の一環で、学習スキルとして講義を受講する際のノート作成能力を涵養する。</p> <p>【電子制御工学科】 ① 系統的な内容となる工学実験・実習を検討し、理解の深化を図るとともに問題解決能力の涵養を図る。</p> <p>【物質工学科】 ① 実験内容への理解の深化とコミュニケーション能力の醸成を図るため、工学実験へ複数学年編成を導入し、上級生は応用的な実験を行うとともに下級生の実験およびレポートの指導を行う。 ② インターンシップおよび卒業研究への実践的対応力の強化を図るため、4年生前期に機器分析実験を編成する。</p> <p>【一般科目】 ① 一般科目と各専門学科との連携の下に、授業の内容、進度、教授方法等について検討し、学生の学習能力向上を図る。</p>	<p>する理解を深める。</p> <p>② メカトロニクスとは、メカニクスとエレクトロニクスの2つの言葉からなる造語であることからわかる通り、機械工学と電子工学、さらには制御工学やソフトウェア工学が密接に関連する融合的な学問である。現行の学科教育カリキュラムは、やや機械工学関連科目を中心としたもので、電子工学関連科目や制御工学関連科目は開講しているものの、それらの連携は十分ではない。そこで、最初に現行のカリキュラムを見直し、複数の教員で行われているメカトロニクス関連科目の内容や開講時期の検討を行い、来年度以降に、カリキュラム検討結果を踏まえて、教材・実験装置等の開発を行う。</p> <p>【電気電子工学科】 ① リメディアル教育の一環としてノート作成能力を涵養のため、低学年学生の基礎電気のノートチェックを通じて、実態調査を実施する。ノートのチェックは電気電子工学科の他の科目担当教員との合同チームで行う。</p> <p>【電子制御工学科】 ① 系統的な内容となるように工学実験・実習内容を検討する。具体的には、各学年の工学実験・実習の内容を確認し、系統性を検討するとともに、座学との連携を踏まえた内容を検討する。</p> <p>【物質工学科】 ① 2年後の実施に向けて具体的な実施計画を策定する。 ② 来年度1年生からの実施に向けて具体的な実施計画を策定する。</p> <p>【一般科目】 ① 一般科目各教科と専門学科との意見交換会を定期的に開く。現在、一般科目教員が専門学科の会議に出席しているが、必要に応じて、専門学科教員も一般科目会議に出席するようにし、双方向的な交流を深める。</p>	<p>② 本科1年生と2年生の「情報処理」の授業時間を、週2時間とする（年間の授業時間は変更なし）ことで、プログラミング学習の講義内容をその日のうちに演習問題として取り組ませ、理解度の向上を図る。 本科1年の「創作実習」において、シーケンシャル動作のプログラミングを容易に行うことができるPLCを利用し、改造した市販のラジコンカーを自動運転させることで、メカニクス（ラジコンカー）とエレクトロニクス（PLC）が結合した対象を操作することを体験・学習させる。</p> <p>【電気電子工学科】 ① リメディアル教育の一環としてノート作成能力涵養のために昨年度実施したノートチェック項目見直しを行い、第1学年の実態調査を改良して実施するとともに、本年度の第2学年のノートチェックを、昨年度の第1学年の傾向と比較するために、電気電子専門基礎科目について追跡調査を行う。</p> <p>【電子制御工学科】 ① 低学年において、工学実験・実習と座学との連携授業を試行し、次年度へ向けてスパイラルアップを図る。</p> <p>【物質工学科】 ① 物質工学実験の複数年編成について、次年度の実施へ向け、実験項目および指導内容の具体的な検討をすすめ、シラバスを作成する。 ② 平成22年度入学生より、機器分析実験（物質工学実験4の一部）を4年生前期に実施する計画であり、具体的な実験内容の検討を行う。</p> <p>【一般科目】 ① コース制導入に対応して、一般科目各教科と専門学科とのさらなる教員間の連携を深め課題等に対応できる体制を構築する。</p>	<p>電気電子工学科</p> <p>電子制御工学科</p> <p>物質工学科</p> <p>一般科目</p>
<p>iv) 国際性の涵養 グローバル社会における技術者育成の必要性に鑑み、国際性を涵養するための教育を継続して行う。</p>	<p>iv) 国際性の涵養 ① 厦門理工学院との交流活動を継続し、海外インターンシップ事業の発展を図る。</p>	<p>iv) 国際性の涵養 ① 厦門理工学院との交流活動の継続として、平成21年7月に学生6名、教員3名を受け入れ、授業見学・工場見学・ホームステイ・街頭イ</p>	<p>iv) 国際性の涵養 ① 厦門理工学院との交流活動を継続し、両校学生・教員の相互交流及び本校学生の厦門FDK有限公司でのインターンシップなど交流事</p>	<p>国際交流専門委員会（教務主事室）</p>

	<p>② 4年生海外工場見学を継続し、単位化を図る。</p> <p>③ スウェーデン王立工科大学等（交流協定締結校）との交流活動の継続的發展を図るとともに、韓国のインハ大学等との交流協定締結を検討する。</p> <p>④ 九州・沖縄地区高専とシンガポール・ポリテクニークとの包括提携を活用し、学生の国際性の醸成を図る。</p>	<p>ンタビュー等の活動を行う。また、10月に、厦門との交流による海外インターンシップ事業の継続として、厦門理工学院に学生6名と教員3名を派遣し、厦門FDKでのインターンシップや授業見学等を含む交流事業を行う。</p> <p>② 平成21年10月に4年生海外工場見学として、機械工学科及び電気電子工学科の学生を派遣する。</p> <p>③ 平成21年に、スウェーデン王立工科大学等のその他の交流協定締結校との交流活動の継続・発展について検討する。</p> <p>④ 平成21年9月に、シンガポール・ポリテクニーク主催で開催される第3回I S A T国際会議に参加し、発表を行う。</p>	<p>業の推進を図る。</p> <p>② 4年生海外工場見学として、機械工学科及び電気電子工学科の学生を派遣する。</p> <p>③ 教育G Pの一環としてスウェーデン王立工科大学や仁荷大学等の訪問を計画し、交流活動の継続的發展を図る。</p> <p>④ 高専機構主催の第4回I S A T国際会議に参加し、本校の取組に関する発表を行う。</p>	
<p>(3) 優れた教員の確保 高専の教育の特色を理解した優れた教員を採用するとともに、各教員の教育力の向上に努める。</p>	<p>(3) 優れた教員の確保</p> <p>① 新任採用に際し、以下の事項を実施検討する。 ・教員採用は公募制とし、模擬授業・プレゼンテーションを義務化する。 ・教員構成は、博士（専門科目70%）および修士（理系以外80%）、他機関・企業経験者を60%以上とする。 ・女子教員の増加を図るとともに、技術士、工学教育士の資格取得者も新任採用条件として考慮する。</p> <p>② 教育力向上策として以下の事項について実施検討する。 ・FD研修を年4回以上実施し、保護者及び教員相互の授業参観、学生による授業評価を毎年行う。 ・高専間教員交流制度の活用、教員顕彰制度を継続する。 ・低学年教育連絡会を実施し、教育方法の改善を行う。 ・自啓録の改訂と活用を行い、教員キャリアポートフォリオの作成を検討する。</p>	<p>(3) 優れた教員の確保</p> <p>① 平成21年度の新任採用に際し、以下の事項を実施検討する。 ・平成21年度の教員採用において、公募制とし、模擬授業・プレゼンテーションを行う。 ・女子教員の増加を図るとともに、技術士、工学教育士の資格取得者も新任採用条件として考慮する。</p> <p>② 教育力向上策として以下の事項について実施検討する。 ・平成21年度にFD研修を4回以上実施し、保護者及び教員相互の授業参観、学生による授業評価を行う。 ・高専間教員交流制度の活用するため、交流希望教員を募集する。教員顕彰制度を継続する。 ・自啓録の改訂と活用について検討する。</p>	<p>(3) 優れた教員の確保</p> <p>① 新任教員採用に際し、以下の事項を引き続き実施する。 ・公募制とし、模擬授業・プレゼンテーションを行う。 ・女子教員の増加を積極的に図るとともに、技術士、工学教育士の資格取得者も新任採用条件として考慮する。</p> <p>② 教育力向上策として以下の事項について引き続き実施する。 ・FD研修を4回以上実施し、保護者及び教員相互の授業参観、学生による授業評価を行う。 ・高専間教員交流制度を活用した交流を推進する。 ・教員顕彰制度を継続する。 ・自啓録の改訂と活用について引き続き検討する。</p>	教務主事室
<p>(4) 教育の質の向上のためのシステム 教育の質の向上を図るため、自己点検・評価を積極的に行い、評価結果に基づいて改善を行う。</p>	<p>(4) 教育の質の向上のためのシステム 【本科】</p> <p>① 教育方法改善共同プロジェクト等に積極的に参加し、教育方法の改善を行う。</p> <p>② 学年担任間の連携強化により、よりきめ細やかな学生指導を図る。</p> <p>③ 学生教育を側面からサポートする出欠管理システム、進路情報検索システム等のキャリアデータベースシステムの整備・拡張を行う。</p> <p>④ 4年生時に学生全員が企業等の現場において、</p>	<p>(4) 教育の質の向上のためのシステム 【本科】</p> <p>① 平成21年8月にアルカス SASEBO で教育方法改善共同プロジェクト全国高等専門学校教員研究集会を担当校として開催し、ソーシャルスキルやキャリア教育に関する諸問題について検討・協議する。</p> <p>② 一般科目、各専門学科の枠組みを超えた低学年担任連絡会を定期的に開催する。</p> <p>③ 学生教育を側面からサポートする出欠管理システム、進路情報検索システム等のキャリアデータベースシステムの整備・拡張を行う。</p>	<p>(4) 教育の質の向上のためのシステム 【本科】</p> <p>① 教育方法改善共同プロジェクト全国高等専門学校教員研究集会などに積極的に参加し、教育方法の改善を行う。</p> <p>② 一般科目、各専門学科の枠組みを超えた低学年担任連絡会を定期的に開催する。</p> <p>③ 出欠管理システム、進路情報検索システム等のキャリアデータベースシステムの整備・拡張を引き続き行う。</p> <p>④ 4年生全員に工場実習（インターンシップ）</p>	教務主事室

	<p>工場実習(インターンシップ)の体験を通して、現実の課題に取り組むことにより、実務能力を高め、職業意識の育成を図る。また、自己の職業適性や将来設計について考えさせ、進路選択に活用する。</p> <p>【専攻科】</p> <p>① 学生の成績の自己管理、教員のチェック等に有効な、専攻科の「自己点検システム」を継続・発展させる。</p> <p>② 専攻科・本科間の教育連携システムの構築を図るためティーチングアシスタント制度や、ファシリテータ制度等を継続・発展させる。また、本科学生の落ちこぼれ、伸びこぼし等に対する補習教育等への参画を試行する。</p> <p>【本科・専攻科共通】</p> <p>① 自己点検・評価委員会、教育システム点検・改善委員会を中心に、自己点検・評価を行い、教育の質の改善に努める。</p> <p>② J A B E E および高専機関別認証評価の活用により、教育改善を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度に J A B E E の継続審査を受け平成 26 年度までの認定を受ける。 ・平成 25 年度までに高専機関別認証評価を受け、引き続き高い評価を得られるように努める。 ・上記の一連の活動を通し学内の教育システムの改善を進め、P D C A サイクルにより教育改善を行う。 <p>③ 他高専、大学の交流・調査を行い、教育改善の参考とする。</p> <p>④ 教育改善のための支援制度に積極的に応募する。</p> <p>⑤ 西九州テクノコンソーシアム(以下「N T C」という。)の組織力を活用し、学外人材を教育カリキュラムに参画させ、より実践的な技術者教育を行う。</p> <p>⑥ 本科生へ W e b 環境を用いた学生自身が自発的に行える学習成果の自己点検システムを導入する。</p>	<p>工場実習(インターンシップ)の体験を通して、現実の課題に取り組むことにより、実務能力を高め、職業意識の育成を図る。また、自己の職業適性や将来設計について考えさせ、進路選択に活用する。</p> <p>【専攻科】</p> <p>① 学生の成績の自己管理、教員のチェック等に有効な、専攻科の「自己点検システム」を継続・発展させる。</p> <p>② 専攻科・本科間の教育連携システムの構築を図るためティーチングアシスタント制度や、ファシリテータ制度等を継続・発展させる。</p> <p>【本科・専攻科共通】</p> <p>① 平成 21 年度に、本校の主幹教育システムである 3 主事室、専攻科、総合技術教育研究センター、広報委員会の教育改善システムが、1 年ごとに P D C A が回っていることが明確になる仕組みを構築し、その確認を行う。</p> <p>② 平成 21 年度に J A B E E の継続審査を受け平成 26 年度までの認定を受ける。これらの活動を通して、各教育システムの P D C A が機能していることを確認する。</p> <p>③ J A B E E の継続審査を受けた高専や J A B E E 審査員養成研修に教員を派遣し、教育改善の参考にする。</p> <p>④ 教育改善のための各種 G P に公募し、採択されるように努める。</p> <p>⑤ N T C との連携により企業在籍者を非常勤講師として雇用し、研究活動の促進、実践的な技術者教育を行うとともに教員の負荷の分散に努める。</p> <p>⑥ 本科学対象の W e b 環境による自己点検システムの構築と導入のために、どのような課題があるか調査する。</p>	<p>工場実習(インターンシップ)の体験を通して、現実の課題に取り組むことにより、実務能力を高め、職業意識の育成を図る。また、自己の職業適性や将来設計について考えさせ、進路選択に活用する。</p> <p>【専攻科】</p> <p>① 「自己点検システム」の教員のチェック体制を整備する。</p> <p>② 専攻科・本科間の教育連携システムの構築を図るためにティーチングアシスタント制度を継続・発展させるとともに、「知識活用教育」等の本科学生の落ちこぼれ、伸びこぼし対策のための教育等への参画を検討する。</p> <p>【本科・専攻科共通】</p> <p>① J A B E E 対応委員会と機関別認証評価対応委員会の統合を図り、P D C A サイクルの確認が容易なシステムの構築を検討する。</p> <p>② 平成 27 年度の J A B E E の継続審査にスムーズに対応できるように、教育システムのスパイラルアップを図るとともに、平成 25 年度の機関別認証評価の受審に向けて、教育システムの不備、綻びの総点検を始める。また、各部署の P D C A を再調査し、さらなるスパイラルアップにつなげる。</p> <p>③ 機関別認証評価を受けた高専や機関別認証評価養成研修に教員を派遣し、教育改善の参考にする。</p> <p>④ 本年度は教育改善のシステムづくりに注力し、その成果は教育研究集会等で発表し、評価を受ける。</p> <p>⑤ 西九州テクノコンソーシアム(以下「N T C」という。)との連携により企業在籍者を非常勤講師として雇用し、研究活動の促進、実践的な技術者教育を行えるように、その財源を含たシステムを構築する。</p> <p>⑥ 本科学学生への成績等の伝達手段として、緊急連絡情報の W e b 環境を整備する。</p>	<p>専攻科</p> <p>教育システム点検改善委員会</p>
<p>(5) 学生支援・生活支援 i) キャリア教育の推進 若者の職業意識およびキャリア意識の低下が社会問題となり、平成 20 年 12 月に文部科学大臣より中教審に「今後の学校におけるキャリア教</p>	<p>(5) 学生支援・生活支援 i) キャリア教育の推進 ① P B L 教育を継続し、学生自身のキャリア形成教育の涵養を図る。</p>	<p>(5) 学生支援・生活支援 i) キャリア教育の推進 ① P B L 教育を継続し、学生自身のキャリア形成教育の涵養を図る。同時に低学年のキャリア教育(リサーチワーク)に重点を置く。</p>	<p>(5) 学生支援・生活支援 i) キャリア教育の推進 ① P B L 教育を継続し、学生自身のキャリア形成教育の涵養を図る。 ② 教務主事室との連携により、出席管理システ</p>	<p>キャリア教育支援室</p>

<p>育・職業教育の在り方について」が諮問された。高専の職業教育に対する評価は大学に比して高く、企業からの求人倍率はよいが、却って職業選択を安易に考え、就職後の職場不適合者や早期離職者が出る。この問題を解消するため、キャリア教育を継続して行う。</p>	<p>② 教務主事室との連携により、出席管理システムの改善に努める。 ③ 学生に対する進路情報提供（電子ポートフォリオを含む）等の電子化を行う。 ④ キャリア教育にポイント制を導入し、学生の意識向上を図る。</p>	<p>② 教務主事室との連携により、出席管理システム、成績管理システムの実施と改善に努める。 ③ 学生に対する進路情報提供等の電子化と具体的な学生に対する指導法を確立する ④ キャリア教育のポイント制を導入、学生の意識向上を図る。</p>	<p>ムの改善に努める。 ③ 学生に対する進路情報提供（電子ポートフォリオを含む）等の電子化を高専全体の共有物として共有化を図る。 ④ 低学年からの工場見学・講演会などを実施し学生のキャリアデザイン形成の向上を図る。</p>	
<p>ii) 学生の生活指導および課外活動の支援 学生の社会性、人間性を育む手段として、学生の生活指導ならびに、課外活動支援体制を継続・改善する。</p>	<p>ii) 学生の生活指導および課外活動の支援 ① 学生の社会性の未成熟化傾向を踏まえ教員が一致して学生への生活指導を行いやすくするために、次の取り組みを行う。 ・指導を要する学生の基礎情報をデータベース化し、教員全体での共有化を図る。(必要な指導項目、過去の違反事項など) ・教員の学生指導力向上のための研修会・講演会を開催する。 ② 学生に対しては、次の取り組みを行う。 ・各種式典、集会等における教員講話や外部講師による講演会等の実施により生活指導施策の充実を図る。 ・学生の課外活動充実と過大化傾向の教員負担軽減の両立を図るため、学生会との協議の下に次の取組を行う。 ・クラブ数の削減に向けてのルールを明確化する。 ・課外活動指導に対する負担を平準化する仕組みづくりを行う。 ・課外活動に対して、保護者等の支援を得やすくするための仕組みづくりを行う。</p>	<p>ii) 学生の生活指導および課外活動の支援 ① 学生の社会性の未成熟化傾向を踏まえ教員が一致して学生への生活指導を行いやすくするために、次の取り組みを行う。 ・学生主事室内で、過去の補導事例のデータベースを作成する。また、無許可車両通学が疑われる、学校近辺に駐車するバイク等の車両に関するデータベースを作成し、まず学生主事室内での共有化を図る。 ・教員の学生指導力向上のために必要な研修会のあり方を検討し、講師として適切な候補者を探す。 ② 学生に対しては、次の取り組みを行う。 ・身なり指導などの生活指導をテーマとして、学年単位の集会を実施する。 ・クラブを同好会に降格させる基準を、実現可能で明確なものから順に整備を進める。 ・現在あるクラブの中には、既に保護者との協力関係が出来つつある部もあり、参考となる事例を調査するとともに、今後、他のクラブにも援用出来るかについて検討する。</p>	<p>ii) 学生の生活指導および課外活動の支援 ① 学生の生活指導に関する情報を教職員に幅広く提供し、教職員一丸となって学生指導にあたる体制作りを目指す。現在整備中のデータベースは学生主事室内での利用に留まっているため、セキュリティを確保しつつ、より広い範囲の関係者に活用してもらうための方策を検討する。 ② 学年集会等の指導事項を教職員に幅広く周知する。これらの集会等を継続的に実施し、指導後のチェック体制（例えば身なり指導に対する改善が確実になされているか）を明確にする。</p>	<p>学生主事室</p>
<p>iii) 学寮の整備・運営 学寮の整備を行うとともに、寮生会を支援し学生の自主性により寮生活を充実させる。</p>	<p>iii) 学寮の整備・運営 ① 学生の 50%程度が入寮している現状を踏まえ、パソコンの設置台数増加、および教養図書充実を図り、学習環境改善に努める。 ② 消灯などの省エネ活動に努め、学寮ならびに居室の自主的管理を促す。 ③ 寮改善の参考とするために、定期的な寮生へのアンケートおよび退寮時、卒業時のアンケート調査を実施する。 ④ 集団課業（ラジオ体操）を含め、行事、規則、指導要領等の見直しを行う。 ⑤ 本校の立地条件に起因する諸課題（カビ多発、異臭発生等）の早期改善を図り、快適な学びと生活の場としての寮環境の確保を図る。</p>	<p>iii) 学寮の整備・運営 ① 学生の 50%程度が入寮している現状を踏まえ、パソコンの設置台数 20%増加、および教養図書充実を図り、学習環境改善に努める。 ② 寮改善の参考とするために、定期的な寮生への食事および寮生活に関するアンケート調査を実施する。さらに、平成 22 年度より、退寮時、卒業時にアンケート調査を実施するための項目を検討する。 ③ 現在の学寮の状況に対応するよう、集団課業（ラジオ体操）を含め、行事、規則、指導要領等の見直しを行う。</p>	<p>iii) 学寮の整備・運営 ① 最新のホーレーティングシステムが発表されたことに伴い、時代に対応したパソコンシステムに改善する。また、教養図書の充実を図り、学習環境の改善を図る。 ② 光熱水料等の省エネ活動を推進し、併せて、居室の自主的管理について指導する。 ③ 引き続き寮改善の参考とするために、定期的な寮生への食事および寮生活に関するアンケート調査を実施する。 ④ 引き続き現在の学寮の状況に対応するよう、集団課業（ラジオ体操）を含め、行事、規則、指導要領等の見直しを行う。 ⑤ 快適な環境の実現のために、B棟などの未整備部分について担当係と連携し改善を図る。</p>	<p>寮務主事室</p>
<p>iv) 図書館の充実 利用者のニーズと利便性を最重点に、図書館の一層の充実を図る。また、IT化を含めて図書館</p>	<p>iv) 図書館の充実 ① 利用者のニーズに基づき計画的な図書の入替等を行い、蔵書の充実を図る。</p>	<p>iv) 図書館の充実 ① 広報等により学生リクエスト図書の増加に努める。また、各学科からの選書による図書購</p>	<p>iv) 図書館の充実 ① 広報やブックハンティング等により学生が求める図書の増加を図る。また、各学科が必要</p>	<p>図書館</p>

<p>の将来像を検討する。</p>	<p>② 図書館の環境整備に取り組み、利用者の視点に立ったサービスと利便性の向上を図る。</p> <p>③ 図書館ホームページ・広報誌の充実を図り、効率的な情報発信を行う。</p> <p>④ 利用状況の把握に努め、図書委員会等で資産の有効活用のための諸施策を策定する。</p> <p>⑤ 図書館のIT化を推進するための検討を行う。</p>	<p>入を促進するとともに、不要図書の廃棄を行い、蔵書の更新や充実を図る。</p> <p>② 図書館の環境で現在問題となっている点を図書委員会で確認し、学生、教職員、一般利用者に対する具体的なサービスや図書館の環境で改善を要する箇所を確認し、改善案を検討する。</p> <p>③ 図書館ホームページをリニューアルし、利用者が必要な情報を容易に見つけられるようサイトマップを整理するとともに、内容を充実させる。</p> <p>④ 図書館の資料の有効活用方法を図書委員会で検討する。廃棄図書のリストを作成し、廃棄する図書と教員からの申し出があれば再活用する図書とを分別する。</p> <p>⑤ 長岡技術科学大学や他高専の図書館などを訪問し、図書館のIT化推進などを含めて実態を調査する。</p>	<p>とする図書の充実を図るとともに、不要図書の廃棄を進め、蔵書の保管・利用環境の改善を図る。</p> <p>② 図書委員会において、図書館利用上の問題点を随時確認し、利用者に対する具体的なサービスや環境面の改善に努める。</p> <p>③ 図書館ホームページの情報を充実させるとともに、利用者が必要とする情報を見つけやすく提供できるように改善する。</p> <p>④ 図書館所蔵の資料の有効活用方法を図書委員会で検討する。廃棄図書リストを作成・公開し、教職員から申し出があれば、蔵書として残し、再活用する。</p> <p>⑤ 近隣高専、地域の図書館等との連携を深める。本校の教育・研究に有為な電子ジャーナル、データベースの新規導入等を検討する。</p>	
<p>v) 情報教育および情報セキュリティの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・e-ラーニングの取り組みを充実させる。 ・情報セキュリティポリシーの遵守を徹底する。 	<p>v) 情報教育および情報セキュリティの推進</p> <p>① 情報リテラシー教育を全学連携して行う。</p> <p>② 加盟する高専IT教育コンソーシアムを利用し、e-ラーニングを推進する。</p> <p>③ 教育用電子計算機システムを更新する。</p> <p>④ 高専機構情報セキュリティポリシー基本方針およびセキュリティポリシー対策基準を基に、具体的な実施規程および実施手順を作成する。</p> <p>⑤ セキュリティポリシーを定期的に評価し、見直す。</p>	<p>v) 情報教育および情報セキュリティの推進</p> <p>① 情報リテラシー教育やe-ラーニングの取り組みについて、現状把握のため、各学科の「情報処理」担当者から情報を収集する。</p> <p>② 今年度中に、教育用電子計算機システムを更新する。</p> <p>③ 高専機構情報セキュリティポリシー基本方針およびセキュリティポリシー対策基準が示され次第、ただちに実施規程および実施手順の作成に取り掛かる。</p> <p>④ 情報処理センター運営委員会および情報セキュリティ委員会において、セキュリティポリシーを見直す。</p>	<p>v) 情報教育および情報セキュリティの推進</p> <p>① 情報リテラシー教育の全学連携やe-ラーニングの推進について、検討を行う。</p> <p>② 教育用電子計算機システムの適切な運用を図る。</p> <p>③ 高専機構情報セキュリティポリシー基本方針およびセキュリティポリシー対策基準が示され次第、ただちに実施規程および実施手順の作成に取り掛かる。</p> <p>④ 情報処理センター運営委員会および情報セキュリティ委員会において、セキュリティポリシーの見直しに着手する。</p>	<p>情報処理センター</p>
<p>vi) 学生相談、学生のメンタルヘルス対策、特別支援教育体制を継続・改善する。</p>	<p>vi) 学生相談、学生のメンタルヘルス対策、特別支援教育体制</p> <p>① 保健室の看護師とサポーターの2人体制を継続させる。</p> <p>② メンタルヘルスやカウンセリングなどの知識や技術の修得のため、積極的に講習会や研修会に参加する。</p> <p>③ カウンセラーと連携、協力の下、個々の相談内容に適切な対応ができるよう努める。</p> <p>④ 特別支援教育コーディネーターの配置を継続させる。</p>	<p>vi) 学生相談、学生のメンタルヘルス対策、特別支援教育体制</p> <p>① 保健室の看護師とサポーターの2人体制を継続する。</p> <p>② 相談員は外部のメンタルヘルスやカウンセリングに関する講習会に年1回は参加する。</p> <p>③ 2人のカウンセラー体制を維持し、相談者に適切な対応ができるよう配慮する。</p> <p>④ 特別支援教育部会を年3回開催し、支援対象学生にすべき学生の検討、支援方法の検討・実施・評価を行い、改善すべき点は改善していく。</p>	<p>vi) 学生相談、学生のメンタルヘルス対策、特別支援教育体制</p> <p>① 保健室の看護師とサポーターの2人体制を継続する。</p> <p>② 相談員は外部のメンタルヘルスやカウンセリングに関する講習会に年1回は参加する。学級担任にも積極的に参加を促す。</p> <p>③ 2人(男女)のカウンセラー体制を維持し、相談者に適切な対応ができるよう配慮する。</p> <p>④ 学生相談室連絡会を開催し、相談員やカウンセラーとの連携・協力体制を整える。</p> <p>⑤ 高専機構の「KOSEN健康相談室」の活用を図るために積極的な広報を推進する。</p> <p>⑥ 特別支援教育部会を年3回開催し、支援対象学生にすべき学生の検討、支援方法の検討・実施・評価を行い、改善すべき点は改善していく。また、支援対象学生毎の個別の会議も</p>	<p>学生相談室、特別支援部会</p>

	⑤ 特別支援教育部会と外部専門家等の連携の下、配慮や支援を要する学生の対応策を検討し、特別支援教育を実施していく。	⑤ 外部専門機関との連携を継続し、新しい連携機関も開拓する。	開催し、より細やかな支援を実施する。 ⑦ 外部専門機関との連携を継続し、関係をより強固なものにしていく。	
(6) 教育環境の整備・活用 i) 施設整備および施設マネジメント ・高専機構の方針に沿って教育環境の整備を行う。 ・社会のニーズに適合した老朽化施設の更新計画を立てる。 ・施設の有効利用を推進する。	(6) 教育環境の整備・活用 i) 施設整備および施設マネジメント ① 施設整備にあたっては、長期構想（マスタープラン）を策定し、「国立高等専門学校機構における今後の施設整備の方向性について」に沿った要求を行う。 ② 身体に障害を有する者に対する配慮を含めたユニバーサルデザインや環境保全等の社会的要請に配慮した整備を実施する。 ③ 施設の利用状況等の点検や教育環境の変化に対応した利用の見直しを行い、施設の効率的な運用を図る。 ④ 施設の安全性、信頼性を確保するため日常的に予防保全（プリメンテナンス）を中心としたきめ細やかなメンテナンスを行う。 ⑤ 環境に配慮したエネルギー使用に資するため環境報告書の発行、エネルギーの使用状況の校内への周知などを行うとともに、環境教育に積極的に取り組む。	(6) 教育環境の整備・活用 i) 施設整備および施設マネジメント ① 施設整備計画書に基づく達成状況の検証及び社会のニーズに応じた計画の見直しを実施し、平成 23 年度概算要求に反映させる。 ② 2006 年作成のバリアフリー対策計画に基づく整備を推進するとともに、必要に応じて利用者から意見を聴取する。 ③ 施設整備委員会規程に基づき、学内の施設利用状況調査を実施する。供用スペースの見直しを行い、教育環境の改善を推進する。 ④ 施設の予防保全（プリメンテナンス）の視点からの定期点検を実施し、利用者の安全確保と効率的な予算執行を図る。 ⑤ 平成 19 年度から発行している環境報告書の発行を引き続き行うとともにホームページに掲載し広く教職員・学生への啓蒙を図る。温室効果ガス削減目標に沿った省エネ対策として本年度は、 ア) 電力メーター未設置の建物に電力監視装置を設置し、建物毎の電力使用量をホームページ上で公開する。 イ) 事務室、研究室等における退室時の消灯への取り組みを実施する。	(6) 教育環境の整備・活用 i) 施設整備および施設マネジメント ① 施設整備計画書に基づく達成状況の検証及び社会のニーズに応じた計画の見直しを実施し、平成 24 年度概算要求に反映させる。 ② 平成 23 年度からの 5 か年計画のキャンパスマスタープラン策定準備をする。 ③ 2006 年作成のバリアフリー対策計画に基づく整備を推進する。 ④ 施設整備委員会規程に基づき、学内の施設利用状況調査を実施する。 ⑤ 供用スペースの見直しを行い、教育環境の改善を推進する。 ⑥ 施設の予防保全（プリメンテナンス）の視点からの定期点検を実施し、利用者の安全確保と効率的な予算執行を図る。 ⑦ 平成 19 年度から発行している環境報告書の発行を引き続き行うとともにホームページに掲載し広く教職員・学生への啓蒙を図る。 ⑧ 温室効果ガス削減目標に沿った省エネ対策として本年度は、 ア) 電力メーター未設置の建物に電力監視装置を設置し、建物毎の電力使用量をホームページ上で公開する。 イ) 事務室、研究室等における退室時の消灯への取り組みを実施する。	事務部
ii) 安全管理 教職員・学生の健康、安全を確保するための環境整備を行う。	ii) 安全管理 (1) 教職員の安全管理 ① 安全衛生委員会を設置し、労働安全衛生法を踏まえた安全な職場環境を確保する。 ② 教職員に対して安全衛生管理に関する教育及び研修を実施する。 (2) 学生に対する安全管理 ① 学生に対して実験・実習等における危険物の取り扱いについての安全衛生教育を徹底する。 ② 実習等における種々の危険や安全の確保のため、施設面からの点検・整備を進める。 (3) 共通事項 ① 安全衛生委員会において校内を巡視し、職場、教育環境の改善についての検討と担当各所への提言・指導を行う。	ii) 安全管理 (1) 教職員の安全管理 ① 安全衛生委員会において安全活動計画を策定するとともに定期的に校内を巡視し、快適な職場環境への改善・保全に努める ② 安全活動計画に基づき、教職員を対象に研修を実施する。 (2) 学生に対する安全管理 ① 安全教育委員会において「安全の手引き」の見直しを検討する。 ② 安全衛生委員会等と連携し安全の確保のため、実験・実習機器等の保守・メンテナンスを必要に応じて実施する。 (3) 共通事項 ① 安全衛生委員会において定期的に校内を巡視し、産業医の指導の下、必要に応じて担当各所への提言・指導を行う。	ii) 安全管理 (1) 教職員の安全管理 ① 安全衛生委員会において定期的に校内を巡視するとともに作業環境測定を実施し、産業医の指導の下、快適な職場環境への改善・保全を図る。 ② 教職員を対象とした AED 救急救命講習会を昨年に引き続き開催する。 (2) 学生に対する安全管理 ① 安全教育委員会及びその専門部会において、「安全の手引き」の内容を見直し作成する。 ② 安全教育委員会及びその専門部会において、実験・実習機器等の保守・メンテナンスを必要に応じて実施し、安全の確保を図る。 (3) 共通事項 ① 安全衛生委員会において定期的に校内を巡視し、産業医の指導の下、必要に応じて担当各所への提言・指導を行う。	事務部

	<p>② 新型インフルエンザ等の新種ウイルスへ適切に対処するため、危機管理体制の見直し、知識の普及啓発を行う。</p> <p>③ 健康診断に基づいた健康相談体制の充実、健康知識の普及啓発を実施する。</p> <p>④ 心身の健康管理、危険防止を念頭に置いた環境整備を実施する。</p> <p>⑤ 安全確保のため避難訓練の実施、安全管理マニュアルの見直し・改善を行う。</p>	<p>② 新型インフルエンザ等の感染防止に迅速に対処するため、全学連絡網の整備、教職員の役割分担等危機管理体制の見直しを図る。決定された対応策については、学内の会議やホームルーム等で教職員や学生に周知するとともにホームページにも掲載し、保護者等への理解・協力を図る。</p> <p>③ 健康診断の結果等に基づき、教職員については産業医による個別の健康相談を、学生については学校医の指導の下、専門的立場からの健康相談を必要に応じて実施する。教職員、学生、それぞれに応じた講演会を計画的に実施する。</p> <p>④ 教職員については安全衛生委員会及び産業医を中心に、学生については学生相談室及び保健室が中心となり、個に応じた健康の保持・増進、心のケア、カウンセリングの充実等を図る。</p> <p>⑤ 防火避難訓練を計画的に実施し、訓練後の指摘事項をもとに避難訓練実施計画の改善を図る。安全確保のため安全管理マニュアルの見直しを定期的に行い、改訂内容についての周知を図る。</p>	<p>② 危機管理体制の見直しを行うとともに、昨年運用を開始した緊急連絡メール配信サービスの登録者拡大を図りサービスの充実を目指す。</p> <p>③ 健康診断の結果等に基づき、産業医による専門的立場から、必要に応じた教職員への健康相談を引き続き実施する。教職員向けの講演会を計画的に継続実施する。</p> <p>④ 教職員の安全衛生委員会及び産業医を中心に、個に応じた健康の保持・増進、心のケア、カウンセリング等を引き続き実施する。</p> <p>⑤ 高専機構の「KOSEN健康相談室」の活用を図るために積極的な広報を推進する。</p> <p>⑥ 年1回実施する防火避難訓練では、前年の指摘事項である避難時間の短縮に努める。また、災害対策のために防災マニュアルを作成し教職員に周知を図る。</p>	
<p>iii) 技術室</p> <p>技術職員を統合し、実験実習教育の向上、研究支援、職員の技術向上、および社会貢献活動を有機的に行う。</p>	<p>iii) 技術室</p> <p>① 「技術室」の専門性を高めるとともに、職員相互で多方面の知識や技術・経験を積み、コース制の導入などに対応した実験実習教育の向上を図る。</p> <p>② 社会貢献活動を有機的支援するために、サイエンス・パートナー・プロジェクト (SPP) 事業等に積極的に応募し、教育・研究支援のための設備充実を図る。</p> <p>③ 様々な業務ごとの的確な目標を定め、PDCAサイクルによる改善を継続的に実施する。</p> <p>④ 技術室としての成果報告等を情報発信できる環境を整備する。</p>	<p>iii) 技術室</p> <p>① 技術室の専門性を高めるために各種研修会へ積極的に参加する。技術の継承として、円筒研削盤の技術講習会を学内でを行い、コース制の導入などに対応できる体制を目指す。</p> <p>② 社会貢献活動として、SPP事業を佐世保市立世知原中学校で展開するとともに、技術室の公開講座を開催する。また、地域の理科教育に貢献するため、出前実験等の依頼はできるだけ受け入れる。</p> <p>③ 実験・実習、各種業務依頼については、PDCAサイクルによる業務の改善を行う。SPP事業などではアンケートをとり一層の改善を行う。</p> <p>④ 技術室のホームページを立ち上げ管理運営を行うとともに、技術室の広報誌を発行する。</p>	<p>iii) 技術室</p> <p>① 研修会等へ積極的に参加し、技術室の専門性を高める。カリキュラム変更等に対応できるように電子・電気一般に関する学内講習会を開催する。</p> <p>② 社会貢献活動として、SPP事業を積極的に取り組むとともに、次年度SPP事業にも申請し継続的な事業として推進する。地域貢献活動として出前実験や公開講座を計画的に実施する。</p> <p>③ 各学科等からの各種業務依頼や自主業務についてのPDCAサイクルを実効あるものにするために、依頼書の様式を業務結果の評価が容易にできるように改善する。</p> <p>④ ホームページのアクセシビリティを高める改善を行い、最新の情報を発信できるように管理運営を行う。</p>	技術室
<p>2. 研究に関する目標</p> <p>学生の創造性の涵養に卒業研究・特別研究に果たす役割は極めて大きく、そのために教員は自らが独創的な研究を行う。また、高専機構法第12条第1項第三号に記する業務(機構以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施、その他の機構以外の者との連携による教育研究活動を行うこと)に則った研究活動を積極的に</p>	<p>2. 研究に関する措置</p> <p>① 学科間の垣根を越えて実施する融合型研究を奨励し、校長裁量経費を優先的に充当する。</p> <p>② NTCと協力して地域ニーズを取り入れた研究活動を推進する。</p> <p>③ 科研費への申請者にインセンティブ経費を与</p>	<p>2. 研究に関する措置</p> <p>① 融合研究テーマの公募を行い、提案発表会を行って採択テーマを決定する。また、前年度採択テーマの成果報告を行う。</p> <p>② NTCの技術振興WGに参画し、地域ニーズを取り入れた研究テーマの策定を行い、地域連携研究活動を推進する。</p> <p>③ 科研費申請者に対してインセンティブ経費を</p>	<p>2. 研究に関する措置</p> <p>① 融合研究テーマについて、公募を行い、採択テーマを決定する。前年度の採択テーマについて成果報告会を行う。</p> <p>② NTCと連携して地域ニーズに関する情報を入手し、研究テーマとしての採択を促進する。また、技術相談に積極的に対応して地域連携研究活動を推進する。</p>	<p>地域連携担当校長補佐、総合技術教育研究センター</p>

推進する。	え、申請者数の増加を図ることにより取得件数の増加に努める。 ④ 受託研究、共同研究をはじめ外部研究資金の獲得に努める。 ⑤ 各教員が査読付論文を5年間で2編を目標として研究成果の公表に努める。 ⑥ 研究成果の知的資源化に努める。	与えることにより、申請者数の増加を図る。 ④ 受託研究や共同研究などの外部資金を獲得しやすくするために各教員が研究を行い、技術シーズを蓄積する。 ⑤ 研究活動を積極的に行い、成果の公表および知的資源化を行う。	③ 科研費申請者に対してインセンティブ経費を与えることにより科研費申請を促進する。 ④ 受託研究や共同研究のきっかけとなる技術シーズ集の配布や技術相談に積極的に対応する。 ⑤ 研究成果の公表および知的資源化を積極的に行う。	
3. 社会との連携や国際交流に関する目標	3. 社会との連携や国際交流に関する措置	3. 社会との連携や国際交流に関する措置	3. 社会との連携や国際交流に関する措置	
(1) 社会との連携に関する目標 地域の特色を活かした社会連携は、全国各地に存在する高専の社会貢献策である。本校は、産業総生産に占める工業生産の割合が10%以下の長崎県北地域に立地する唯一の理工系高等教育機関として地域社会に貢献するために、平成18年4月に、産官学民連携組織西九州テクノコンソーシアム(以下「NTC」という。)を設立した。本校の総合技術教育研究センターは、このNTCを地域社会の連携の中心として、地域ニーズを取り入れた社会貢献活動を行うとともに、連携を通して本校学生の教育を行う。また、小中学校と連携した理科教育を推進する。	(1) 社会との連携に関する措置 ① 総合技術教育研究センターを窓口として技術相談、技術振興、人材育成に関する諸活動を行い、積極的に社会に貢献する。 ② 上記の諸活動をNTCと連携して行う。 ③ NTCの運営に協力するとともに地域の産業振興と人材育成に協力する。 また、長崎県産業振興財団佐世保事業所および佐世保市産業支援センターのコーディネータを活用して地域ニーズ型の研究活動を推進する。 ④ 特定非営利活動法人「長崎県科学・産業技術推進機構」と提携して外部教育力の活用と社会連携活動を推進する。 ⑤ 教員、技術職員が連携して小中学生に対する理科教育および社会人教育を推進する。 ⑥ 出前授業、公開講座のいっそうの質の向上に努め、地域への知的情報発信力の向上および交流の発展に努める。	(1) 社会との連携に関する措置 ① 地域の技術者を対象とした技術相談および人材育成事業を実施する。 ② NTCの企画および運営に積極的に協力し、諸活動を通じて地域産業の技術振興に貢献する。 ③ 地域ニーズを取り入れた研究を行い、地域社会へ貢献する。 ④ 小中学生に対する理科教育および社会人教育のために公開講座や出前授業を実施する。 ⑤ これまで実施してきた出前授業、公開講座、理科教員研修、おもしろ実験大公開等を継続し、今まで以上に受講者数、参加者数を増やすことに努める。	(1) 社会との連携に関する措置 ① 技術相談、技術振興、人材育成に関する諸活動を積極的に行う。 ② NTCと連携して地域産業振興のための活動を実施する。 ③ NTCの運営および活動企画に積極的に協力し、佐世保市産業支援センターのコーディネータとともに地域産業の技術振興に貢献する。 ④ 企業人材などの外部教育力を活用した協同教育を取り入れ、教育効果を高める。 ⑤ 教員と技術職員が連携して、小中学生を対象とする理科教育ならびに社会人教育を実施する。 ⑥ 出前授業および公開講座を積極的に実施する。	地域連携担当校長補佐、総合技術教育研究センター
(2) 国際交流に関する目標 i) 海外の大学との提携・交流により、学生の国際性涵養を行う。 (1-(2)-iv)項と重複)	(2) 国際交流に関する措置 i) 海外の大学との提携・交流 (1-(2)-iv)項を再掲載) ① 厦門理工学院との交流活動の継続・発展させる。 ② 厦門との交流による海外インターンシップ事業を継続する。 ③ 4年生海外工場見学を継続し、単位化を図る。 ④ スウェーデン王立工科大学等のその他の交流協定締結校との交流活動の継続・発展を図る。 ⑤ 九州・沖縄地区高専とシンガポール・ポリテクニクとの包括提携を活用する。	(2) 国際交流に関する措置 i) 海外の大学との提携・交流 ① 厦門理工学院との交流活動の継続として、平成21年7月に学生6名、教員3名を受け入れ、授業見学・工場見学・ホームステイ・街頭インタビュー等の活動を行う。 ② 平成21年10月に、厦門との交流による海外インターンシップ事業の継続として、厦門理工学院に学生6名と教員3名を派遣し、厦門FDKでのインターンシップや授業見学等を含む交流事業を行う。 ③ 平成21年10月に4年生海外工場見学として、機械工学科及び電気電子工学科の学生を派遣する。 ④ 平成21年に、スウェーデン王立工科大学等のその他の交流協定締結校との交流活動の継続・発展について検討する。 ⑤ 平成21年9月に、シンガポール・ポリテクニク主催で開催される第3回ISAT国際会	(2) 国際交流に関する措置 i) 海外の大学との提携・交流 ① 厦門理工学院との交流活動を継続し、両校学生・教員の相互交流及び本校学生の厦門FDK有限公司でのインターンシップなど交流事業の推進を図る。 ② 4年生海外工場見学として、機械工学科および電気電子工学科の学生を派遣する。 ③ 教育GPの一環としてスウェーデン王立工科大学や仁荷大学等の訪問を計画し、交流活動の継続的発展を図る。 ④ 高専機構主催の第4回ISAT国際会議に参加し、本校の取組に関する発表を行う。	学術交流専門委員会(教務主事室)

<p>ii) 留学生の教育支援、生活支援を充実させる。</p>	<p>⑥ 海外交流先の拡張として、韓国のインハ大学等との交流協定締結を検討する。</p> <p>ii) 留学生の教育支援、生活支援</p> <p>① パソコンの更新などを行い留学生室の充実を図る。</p> <p>② 学寮の留学生用居室や補食室の充実を図る。</p> <p>③ 留学生チュータ制度の充実を検討する。</p> <p>④ 九州・沖縄地区留学生交流研修会への支援を積極的に行う。</p>	<p>議に参加し、発表を行う。</p> <p>⑥ 平成 21 年に、海外交流先の拡張として、韓国のインハ大学等との交流協定締結を検討する。</p> <p>ii) 留学生の教育支援、生活支援</p> <p>① 平成 21 年 6 月に開催される留学生・国際交流担当教員研究集会に参加し、これからの高専留学生交流・国際化について検討する。</p> <p>② 平成 21 年 7 月に開催される留学生交流研究協議会に参加し、留学生の受け入れ及び派遣に関する諸問題について検討する。</p>	<p>ii) 留学生の教育支援、生活支援</p> <p>① 高専機構主催の留学生・国際交流担当教員研究集会等に参加し、これからの高専留学生交流・国際化について引き続き検討する。</p> <p>② 日本学生支援機構主催の留学生交流研究協議会や文部科学省主催の留学生交流総合推進会議等に参加し、留学生の受け入れ及び派遣に関する諸問題について引き続き検討する。</p>	<p>留学生委員会(教務主事室)</p>
<p>4. 広報活動に関する目標</p>	<p>4. 広報活動に関する措置</p>	<p>4. 広報活動に関する措置</p>	<p>4. 広報活動に関する措置</p>	
<p>優秀な学生を確保するために、広報担当校長補佐のもと広報委員会の活動を充実する。</p>	<p>① 中学生や保護者などが気軽にアクセスでき、本校の教育方針および教育内容等がよく理解できるように、ホームページを充実する。</p> <p>② 公開講座やオープンスクールなどのイベントの開催情報を種々の媒体を介して広報熟知させる。</p> <p>③ 総合技術教育研究センター及び技術室と連携し、出前実験・授業を積極的に展開する。</p> <p>④ 中学校訪問時に配布する広報用 DVD の内容を随時更新する。</p>	<p>① ホームページの満足度を新入生にアンケート調査をするための資料を作成する。</p> <p>② 中学校訪問時、またタウン誌、新聞社など報道機関にイベント開催情報を発信する。</p> <p>③ 総合技術教育研究センター及び技術室と連携し、出前実験・授業などの地域交流活動を年間 30 件以上実施する。</p>	<p>① 新入生にアンケート調査を実施し、ホームページの改善を図る。</p> <p>② 中学校訪問時、またタウン誌、新聞社など報道機関にイベント開催情報を積極的に発信する。</p> <p>③ 総合技術教育研究センター及び技術室と連携し、出前実験・授業などの地域交流活動を年間 40 件以上実施する。</p>	<p>広報担当校長補佐、広報委員会</p>
<p>5. 管理運営、業務運営に関する目標</p>	<p>5. 管理運営、業務運営に関する措置</p>	<p>5. 管理運営、業務運営に関する措置</p>	<p>5. 管理運営、業務運営に関する措置</p>	
<p>高専機構の方針に沿って、業務運営の改善、効率化を行う。</p>	<p>① 国立大学等との人事交流を積極的に行い事務職員等の資質の向上、組織の活性化を図る。</p> <p>② 職員相互による自己研修の機会を積極的に設ける。</p> <p>③ 職員の専門的な能力の向上を図るため、外部の実践的研修や専門的研修の活用を図る。</p> <p>④ 事務職員の業務内容、人員配置等について定期的な見直しを行い、高専機構の業務一元化及び合理化に対応しつつその質を保証し、教育・研究への支援が適切にできる体制づくりを行う。</p> <p>⑤ 事務の効率化・合理化を推進するため、業務内容を点検・分析し運営の在り方を検討する。</p>	<p>① 国立大学等との人事交流を継続して行い、質の高い事務職員の確保と組織の活性化を図る。</p> <p>② 学外の専門的研修等に参加した職員による報告会等を必要に応じて行い、職員相互のスキルアップを図る。</p> <p>③ 職員の専門的な能力の向上を図るため、高専機構や外部機関が実施する研修に積極的に参加させる。</p> <p>④ 教育・研究への効率的支援が行われるよう、次の事項について検討する。 ア) 効果的な教育、研究支援が行われるよう、事務部の業務内容、人員配置の在り方について、また併せてスタッフ制の導入も含めた事務運営体制の見直し イ) 各種業務内容を分析し、電算化の推進(現行業務の見直し改善含む)・アウトソーシングの再検討</p> <p>⑤ 事務の効率化・合理化を推進するため、各系の業務について「マニュアル」を作成する。</p> <p>⑥ 円滑な事務運営に資するため、係長職以上による「事務連絡会議」を定期的で開催し意見の集約調整を図る。</p>	<p>① 国立大学等との人事交流を継続して行い、質の高い事務職員の確保と組織の活性化を図る。</p> <p>② 学外の研修等に参加した職員による報告会等を必要に応じて行い、職員相互のスキルアップを図る。</p> <p>③ 職員の専門的な能力の向上を図るため、高専機構や外部機関が実施する研修に積極的に参加させる。学内においても業務能力及び資質向上のための研修を実施する。</p> <p>④ 平成 22 年 4 月に行った事務組織再編後の各係における業務内容の問題点・改善点の洗い出しを行い、教育・研究への効率的支援が行えるように事務運営体制の見直しを行う。</p> <p>⑤ 教育・研究用備品について、機器の計画的な更新と管理を図るため、備品のマスタープランを作成する。</p> <p>⑥ 機構本部が作成した各業務マニュアル(財務系)をベースに各担当者レベルで更に細かなマニュアルを作成する。これにより業務の効率化、合理化を図る。</p> <p>⑦ 事務連絡会議など定例会で出た連絡事項、意見等は速やかに係員まで伝え、共通認識を図る。また、他部署との連絡を密にし、業務の円滑を図る。</p>	<p>事務部</p>